

お互いに尊重しあい、 ともに生きる社会をめざして

12月4日～10日は人権週間です。2か月にわたり人権特集を掲載します。これをきっかけに人権について考えてみませんか。

人権特集は12月号へ続きます

性のありかたは、十人十色

男性は「男性らしく」、女性は「女性らしく」振る舞い、「異性を好き」になり、恋愛することだけが「当たり前」「普通」なことだと考えていませんか。

人それぞれ性格が違うように、性のあり方も「男性」と「女性」の2つに分けられるほど単純ではありません。「からだの性(戸籍に記載されている性別)」、「こころの性(自分が認識している性別)」、「性的指向(好きになる相手の性別)」などは全ての人に関わる性の要素です。これらの組合せは多様であり、十人十色、一人ひとりに性のありかたがあり、性的少数者(LGBTなど)だけでなく、全ての人が多様な性の当事者です。

多様性を認め合い、誰もが「自分らしく」いきいきとした生活を送ることができる社会になるよう、性の多様性を知ることから始めてみませんか。

本市では、性的少数者等支援(LGBT等支援)をしています

◆個別専門相談「よこはまLGBT相談」要電話予約

月2回面接相談【予約専用番号】NPO法人SHIP ☎594-6160

◆交流スペース「FriendSHIPよこはま」事前予約不要

月2回開催【問合せ】NPO法人SHIP ☎577-2150

◆パートナーシップ宣誓制度 要事前予約

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

みんなで作ろう！体罰のない社会

2021年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例」が改正されました。体罰禁止が法律で明記されたことを踏まえ、虐待や体罰などにより、子どもの品性が傷つけられることなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することが追記されています。

◆なぜ体罰はいけないの？

体罰が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは、科学的にも明らかになっており、体罰などが繰り返されると、心身にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があることが報告されています。

子どもの年齢に合わせ、どうすればよいのかを、言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

◆一人で抱えないで！地域全体で子育てする風土を

子育ての課題は、個人の問題ではなく、地域社会全体のこととして捉え、孤立感や負担感など辛さを抱えている保護者を支えながら、地域で子どもを育てていくという意識が重要です。

すべての子どもたちが、いきいきと自立した大人になれるよう、子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)を考え、社会全体で体罰などによらない子育てを広げていきましょう。

子ども虐待の相談・通告は... よこはま子ども虐待ホットライン
はまっこ 24じかん 24時間
0120-805-240 365日

LINEでの相談は...
LINE かながわ子ども家庭
110番相談LINE



【問合せ】子ども青少年局子ども家庭課

☎671-4288 ☎681-0925

一人で悩まず、まずは相談を

相談は無料ですが、通話料がかかる場合があります。

相談先	連絡先	受付時間
人権相談 (市民局市民相談室)	☎671-2306	水曜13時～16時 事前電話予約、面談での相談(祝・休日、年末年始を除く)
みんなの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0570-003-110 ☎641-7926	月～金曜 8時30分～17時15分 (祝・休日、年末年始を除く)
子どもの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0120-007-110 ☎226-5582	
女性の人権ホットライン (横浜地方法務局)	☎0570-070-810 ☎226-5581	
外国語人権相談ダイヤル "Foreign-language Human Rights Hotline" (法務省・Ministry of Justice-)	☎0570-090-911	月～金曜 (Weekdays) 9時～17時 (祝・休日、年末年始を除く)
いじめ110番(市教育委員会)	☎0120-671-388	毎日、24時間受付

人権擁護委員を知っていますか？

「ハラスメントかも知れない」「インターネットで悪口を書かれてしまった」、このようなとき、どのように対処しますか？

人権擁護委員は、皆さんの人権を守るために法律に基づいて法務大臣から委嘱され、みんなの人権110番など、相談窓口で皆さんの人権に関する悩みごとや困りごとについて相談を受けています。現在89人の委員が横浜市内の各区で活動しています。

人権相談を通じて、被害者から人権侵害の申告などがあった場合は、法務局職員と協力して事案の調査にあたり、当事者と話し合うことなどで、円満な解決を図っています。

さまざまな活動を通じて、皆さんが抱える人権についての悩みや不安を解消するためのお手伝いをしています。困ったことがありましたら、一人で悩まず、ぜひ人権擁護委員にご相談ください。



横浜市
人権擁護委員会
小林 千恵子 会長



中学生人権作文コンテスト

令和3年度の全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式を開催します。中学生が日常生活の中で自らの体験などを基に人権について考えた人権作文の応募が、今年度は55,079編ありました。最優秀賞作文は12月号に掲載します。

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2379 ☎681-5453

犯罪被害は、他人事ではありません

「犯罪被害」という言葉を聞いてどんなイメージを持ちますか。自分とは関係ない話とっていないでしょうか。

テレビなどでは毎日のように事件や事故の報道が流れており、犯罪被害に巻き込まれることは誰にでも起こりうることです。

犯罪被害者やその家族、遺族は犯罪そのもののショックを受けるだけでなく、周囲の人々の無理解から責められたり、興味本位の態度や発言に苦しめられ、日常生活を送ることが難しくなったりすることもあります。周囲が温かく見守り、被害者等の気持ちを理解することで孤立を防ぐことができます。

犯罪被害者相談室では、被害に遭われた方からの相談をお受けするほか、講演会などの啓発事業も行っています。自分に何ができるのか、一緒に考えてみませんか。

犯罪被害者等支援 市民講演会

【日時】11月17日(水)13時30分～16時30分(翌日オンライン配信あり)

【場所】港南公会堂

【申込】電話、ファクス、ウェブページで(最新情報はウェブページで確認してください。)

横浜市 人権 イベント 検索

犯罪被害に関する相談 ☎671-3117 ☎681-5453
犯罪被害者相談室 【Eメール】sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

ホームレスの人たちの困難な状況に、ほんの少しの想像力を

ホームレスの人たちを、必要のない存在であるとし、その命の価値を否定するような意見を、見聞きすることがあります。直接的な嫌がらせや暴行も繰り返し起きていて、亡くなってしまった人もいます。それらの事実と接したとき、どんなことを感じますか？

家を失い路上生活を余儀なくされるに至る背景には、さまざまな事情があります。病気や失業など、自分だけではどうにもならない、そして誰にでも起こり得ることが原因となることも少なくありません。ほんの少しの想像力を使って、困難な状況にある人たちに、思いを馳せてみてください。自分本位な価値観で一方的に人を低く見て蔑む社会は、息の詰まる、誰もが生きづらい社会です。

横浜市では、ホームレスの人たちを訪ね、事情を伺い、路上生活の脱却に向けた支援をしています。ご本人のこれまでの経験から、他人との関わりを避ける方もいらっしゃるなど、なかなか支援につながらないこともあります。粘り強く声かけを続けています。

【問合せ】健康福祉局生活支援課 ☎671-2425 ☎664-0403

立ち止まって考えよう、インターネット

SNS等の普及により、多くの方が新しい自己表現の手段として、また世界中の人と情報や意見を交換する場所として、インターネットを利用しています。

ただ、その気軽さや使いやすさのために、利用する人にはそのつもりがなくても、誰かを深く傷つけたり、個人情報の流出などの人権の侵害につながったりすることがあります。また、悪意のある第三者に自分のプライバシーを侵害されたり、情報を悪用されたりといった被害に遭うこともあります。こうしたことは、決して人ごとではありません。誰でも、加害者や被害者になる可能性があります。

情報を発信するとき、自分の思いや意見を書き込むとき、その情報や書き込みで誰かが傷ついたり、あるいは自分が被害に遭う可能性はないか、送信ボタンを押す前にちょっと立ち止まって考えてみませんか？あなたのその冷静な行動が、誰かを、そして自分を守ることになるかもしれません。

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453

部落差別(同和問題)について、考えてみませんか？

部落差別(同和問題)とは、出身地や居住地が特定の地域(同和地区または被差別部落ともいう)であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職で不利な扱いを受けたりするなど日常生活で起こる日本固有の人権問題です。

自分の周りで部落差別(同和問題)が起きていると聞いたことがないため、「自分には関係ない」とっていないでしょうか。あなたの近くにも、出身地や居住地を知られることを恐れ、日常会話で出身地等の話題になることで、心を痛めている人がいるかもしれません。

家庭や学校、職場で聞いたりする不確かな情報やうわさを鵜呑みにすることで、知らないうちに偏見や思い込みを持ってしまい、大切な人や友人など身近な人を傷つけているかもしれません。今一度、私たち一人ひとりが、部落差別(同和問題)について、「自分には関係ない」と無関心にならず、自分事として正しく理解することが大切です。自分自身の中に偏見や思い込みを持っていないか考えてみませんか。

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2379 ☎681-5453

介護している人も自分を大切に

高齢化が進むことにより、介護を必要とする人や、家族介護者は増加傾向にあります。過去に実施された家族介護者へのアンケート*によると、精神的・身体的・経済的負担があると回答した割合は、日頃から「わけもなくイライラしてしまう(49.8%)」「睡眠が十分でない(41.8%)」とあり、非常に高い割合で疲労を感じ、心身の健康や経済的な問題を抱える家族介護者が多いことがわかります。

介護者自身が、仕事や趣味などを通じて社会とのつながりを維持することや、心身の健康を保つことはとても大切なことです。介護者が追い詰められてしまった結果、高齢者虐待に至ることもあります。介護をひとりで抱え込まないよう、介護保険制度の活用や、地域ケアプラザ等で実施されている介護者のつどいに参加して話すことで、介護者自身が楽になれるかもしれません。介護のことなどで困ったときは、居住地区を担当する地域ケアプラザや区役所にご相談ください。

*出典:「平成29年度 介護離職防止の地域モデルを踏まえた支援手法の整備事業」より

【問合せ】健康福祉局高齢在宅支援課 ☎671-2405 ☎550-3612

なくそう！DV

DVIは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、支配しようとする暴力行為です。身体への暴力だけでなく、精神的、経済的な暴力、性的な強要なども含まれます。

家にいる時間が増える中、パートナーとの関係に変化が生じることがあるかもしれません。つらいときは、ひとりで悩まずに市DV相談支援センターに相談してください。

配偶者等からの暴力の電話相談窓口 /

横浜市DV相談支援センター

045-671-4275 045-865-2040

月～金 9:30～12:00、
13:00～16:30
(祝日・年末年始を除く)

月～金 9:30～20:00
土・日・祝日 9:30～16:00
(第4木曜・年末年始を除く)

まずは相談を

横浜市



【問合せ】政策局男女共同参画推進課 ☎671-2017 ☎663-3431